

# 大分県報

令和三年  
号外（五〇）  
六月三十日

（水曜日）

## 目次

規 則	頁
大分県税特別措置条例施行規則の一部改正	1
大分県産業振興条例施行規則の一部改正	1
大分県会計規則の一部改正	1
監査委員告示	1
外部監査人補助者に関する告示	1

## ○規 則

大分県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年六月三十日

大分県規則第七十六号  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 大分県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

大分県税特別措置条例施行規則（昭和三十八年大分県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「四」を削り、「ロロ」を「ロ々」に改め、同様式の注3を次のように改める。

- 3 過疎地域等特別償却設備に係る申請の場合、「新設」及び「増設」とあるのは、「取得等」と読み替えます。
- 第一号様式の二中「四」を削り、同様式中「第2条の3第2項及び第3項」を「第2条の3第3項及び第4項」に、「過疎地域」を「産業振興促進区域」に改める。

第二号様式中「3 農工法」を「3 離島法」に、「7 離島法 8 地再法（初年度）」

令和三年六月三十日

- 9 地再法（2年度） 10 地再法（3年度）」を「7 地再法（初年度） 8 地再法（2年度） 9 地再法（3年度）」に改め、「同様式の注6中「第2条の2第1項、第2条の3第1項」を「第2条の3第2項」に改め、「同注6次のように加える。」
- 10 過疎地域等特別償却設備に係る申請の場合、「新設し、又は増設した」とあるのは、「取得等をした」と読み替えます。

第二号様式付表一中「 新設  増設」や「 新設  増設  
に改め、同様式の注中「第2条の2第1項、第2条の3第1項」や「第2条の3第2項」に、「又は第3条の2第2項」や「第3条の2第2項又は第3条の5第1項」に改め、同注を注1とし、同注に次のように加える。

- 2 過疎地域等特別償却設備に係る申請の場合、「新增設の」及び「新設し、又は増設した」とあるのは、「取得等をした」と読み替えること。

第二号様式付表二中「 新設  増設」や「 新設又は増設以外」に改め、同様式の注中「第2条の2第1項、第2条の3第1項」や「第2条の3第2項」に、「又は第3条の2第2項」や「第3条の2第2項又は第3条の5第1項」に改め、同注を注1とし、同注に次のように加える。

- 2 過疎地域等特別償却設備に係る申請の場合、「新增設の」及び「新設又は増設した」とあるのは、「取得等をした」と読み替えること。
- 3 過疎地域等特別償却設備に係る申請の場合、「新設」及び「増設」とあるのは、「取得等」と読み替えること。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（改正前の大分県税特別措置条例施行規則に定める様式による用紙に関する経過措置）
- 2 改正前の大分県税特別措置条例施行規則第一号様式、第一号様式の二、第二号様式、第二号様式付表一及び第二号様式付表二並びに第三号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県産業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月三十日

大分県報号外（規則）

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七十七号

大分県産業振興条例施行規則の一部を改正する規則

大分県産業振興条例施行規則（昭和三十八年大分県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊦」を削り、「新（増）設設備の取得又は取得予定年月日」を「設備の取得又は製作若しくは建設（予定）年月日」に、「新（増）設」を「取得又は製作若しくは建設（予定）価額」に、「新（増）設に係る一連の設備の取得価額」を「設備の取得又は製作若しくは建設（予定）価額」に、「新（増）設に係る増加雇用予定者数（日）」を「取得又は製作若しくは建設に係る増加雇用（予定）者数（日々）」に改める。

第三号様式中「新（増）設設備の取得又は取得予定年月日」を「設備の取得又は製作若しくは建設（予定）年月日」に、「新（増）設に係る一連の設備の取得価額」を「設備の取得又は製作若しくは建設（予定）価額」に、「新（増）設に係る増加雇用予定者数（日）」を「取得又は製作若しくは建設に係る増加雇用（予定）者数（日々）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（改正前の大分県産業振興条例施行規則に定める様式による用紙に関する経過措置）
2 改正前の大分県産業振興条例施行規則第一号様式、第三号様式及び第七号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月三十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県規則第七十八号

大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。別表第一中

大分県立聾学校

大 分 市 を

大分県立聾学校
大分県立さくら杜高等学校
大 分 市 に改める。

附 則

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

○監査委員告示

大分県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項後段の規定による監査の事務の補助についての外部監査人との協議が、次のとおり調った。

令和三年六月三十日

Table with 3 columns: Name, Residence, Qualification. Lists members like 吉富 健太郎, 染矢 堯志, etc.

二 監査の事務を補助できる期間

令和三年七月一日から令和四年三月三十一日まで